

かぶるよう規定される。また享保十三年（一七二八）非人は藁か引き裂き紙で茶筧髪にするよう定められていたのが、安永七年（一七七八）には穢多も藁か引き裂き紙で髪をくくるようになる。これは茶筧髪ではないにしても、髻もんどりを結ぶ材料は非人と同様のものに拡張されてきたのである。

五 小倉藩寛政の改革

うち続く天災と 安永七年（一七七八）の差別法令は家老大甘兵庫知寛が、以後の改革を進める上で、結財政立て直し策 果的にはその地ならしのような役割を果たすことになる。それでも大甘の当初の政治は、かなりまともなコースに乗せようと努力した跡がうかがえる。

大甘は安永八年（一七七九）勝手方引受の家老になり、藩政を推進する中心の座につく。大甘はまず家中の武士に対する知行・扶持米の支給を全部やめてしまったと言われている。それは禄高に関係なく武家の構成人数（家族・家来・下男・下女など）に対して、一人一日に五合の米を支給したと言われている。これを面扶めんぶか持制ちせいというが、これを三年間実施した。藩士の中で禄高の高い者は大きな不満を持ったが、藩財政は幾分か息を吹きかえすことができた。

そして次には藩の計画による新地開発に手をつける。年貢増収の基本は新しく田畠を増やすことがなんといつても第一である。ほんとうは出奔百姓などで耕作者のいなくなった田畠に、新しく百姓を入れていけばよいのであるが、各村々は村内の実情がどうであれ、納める年貢は一定しているので、藩としてはそのよう

な苦しい村の実態には目を閉じて、新たな年貢徴収源になる新田の開発を進めるのである。

天明元年（二七八二）から、小倉城の外濠の西側の沼沢地しゅうたくを埋め立てる日明新地ひあがりと、紫川の常盤橋上流の東西沿いを埋め立てて（二万三〇〇〇坪）得た新地、また沼地であった中島の新地開拓が始まった。これには企救郡の農民が交替で動員された。農繁期になると小倉城下町の町人が農民に替わる。そして寛政四年（二七九二）からは大里村庄屋石原宗佑に命じて曾根新田（八〇数町歩）の開作をすることになった。

しかしそれまでの疲弊と、一七八〇年代以降の連年ともいえるべき天災の発生のため、藩の財政はそのようなことでは容易に回復はされない。それに新地開発のためには、その作業に駆り出される農民としては、大変大きな負担になる。結局は天明・寛政期（二七八一―一八〇二）の小倉藩の改革が、より一層の差別強化による体制確立を目指して進行することになった。天明年間（二七八一―一七八九）は天明三年（一七八三）以来、連年の凶作続きであった。天明三年は凶作のため検見引きが大きく、年貢は大幅な減収となった。天明五年（二七八五）は凶作に疫病の流行も加わり、天明六年（二七八六）は暴風雨で凶作、七年（二七八七）も凶作で飢饉が起り、八年（二七八八）は大風雨のため各所で洪水が起った。小倉藩の年貢収納は通常一〇万―一十萬石程度であるが、天明七年は五万石余の減収となり、年貢収納も八万石に満たない状況になった。このような状況の中で、天明七年には安永七年（二七七八）に出した差別法令を、再度発布して身分制度強化を図り、体制維持に腐心する。

天明九年（一七八九）は寛政と改元されるが、相変わらず天災は続き、この年は干魃かばつで凶作、三年（一七九一）も同様な天候であり、四年（一七九二）は大雨洪水で凶作、六年（一七九四）は干魃、七年（一七九五）は虫

害、九年（一七九七）は洪水と凶作の年が続く。とくに寛政四年の洪水はひどく、幕府に一三万石の損毛届を出したというほどの不作になった。

儉約令と差別法令

このような状態のため、寛政三年（一七九二）十二月、犬甘は武士・郡中居住の者に対しして厳しい儉約令を出し、同時に被差別部落の人びとに対する極端な差別法令を作りあげる。そして寛政四年（一七九二）二月これを触れ出した。まず郡中居住の者に対して出された儉約令の中で、主な事項をあげると次のとおりである。

- ・近年は百姓の風俗が悪くなり、農業に励むことを忘れている、心得違いのないようにすること。
- ・何事によらず徒党がましいことの禁止。藩の政治向きなどを識そすることも徒党と同様である。
- ・隠し田、年貢完納以前に米を売ること、博奕、盗みなど見かけしだい申し出ること、隠して後で分かった場合は村中の罪とする。
- ・訴えごとは庄屋に申し出、庄屋から大庄屋に申し出るのが筋である。もし取り上げてもらえなかった場合は役人へ直々に申し出てもよい。そのような手続きなしに越訴おっそをした場合は、罪科として取り扱う。
- ・百姓は耕作に励み質素儉約を第一にすること。
- ・武士に対し我がまま勝手な振るまいをせぬこと。小倉城下町の内では雨天でもないのに笠・頭巾・手拭などのかぶりものをせぬこと。馬子は馬を道につなぎ放しにしたり、往来の妨げにならぬようにすること。武士と行きあった場合は、道の片側に寄り慎んで歩くこと。
- ・踊り・操り人形・その他芸人を村内に留めたり、宿をさせることの禁止。

・酒の忍び売り禁止。

・郡中・宿町の商人は、郡中に不似合いのものを売ることの禁止。

・他国へ奉公に出ることの禁止。

・碁・将棋その他遊芸をすること堅く禁止。

また農民の衣服などについても、前々からの達しが守られていないことを理由に、重ねて触れだした。当時の人びとの生活の隅々にまでわたって、こまかく規制している。これが当時の人びとに対する生活規制の内容であるから、主なものを分かりやすく記す。

・大庄屋・子供役とその妻子の衣服は、木綿・半晒まむし・縞地の布を用い、下着・帯・襟・袖口に至るまで絹類・晒布は禁止。

・庄屋以下百姓とその妻子は、木綿地布を用い、帯・襟・袖口に至るまで絹類は禁止、また衣類の染色は何色でもよいが、ちらし付きは禁止、紋付は自由。

・大庄屋・子供役・社家・山伏・医師とその妻子は下駄を用い、庄屋以下は竹の皮の草履とするが、雨天の際は村内に限りひきわり下駄を使ってよい。下男下女は草履ばきであるが雨天の際は屋敷内に限りひきわり下駄を許す。

木綿や紙の合羽かっぱは大庄屋・子供役・社家・山伏・医師は用いてよい。大庄屋・子供役とその妻子は傘・編み笠を用いてよく、社家・山伏・医師とその妻子は傘・菅笠すががさを用いてよい。その他の者は粗末な竹の皮笠かぶか蓑ふかを用いること。

・染物は郡内の紺屋（染めもの屋）で染め、他所に出すことは禁止。

・紺屋は、無地か粗末な形紋に染める注文は受けてもよいが、ちらし付きや高価な染めものの注文を受け
てはならない。

・大庄屋以下百姓の妻子は、べつ甲・水牛・象牙の髪差し物は堅く禁止。

・伊勢詣り・六条詣りは一カ年に一手永から一〇人以内、親子兄弟であっても餞別はなばねや土産のやりとり禁止。
・祭りは一村限り、他郡・他村・小倉の者など、たとえ親子兄弟でも招いてはいけない。

このように厳しい生活規制の触れを出す。これは人間生活の最低の限界を越えたものである。ところが被
差別部落の人びとに対しては、もつと極端な厳しい規則を行う。その内容は次のとおりである。

・穢多の住んでいる所には村方から立ち入ることもないので、近ごろは勝手なことをしているようである。
他国の穢多と縁を結んだり、猿楽さるがや勧進の者が自由に出入りするなどは堅く差しとめる。他国へ行つた
り、他所から来た者があるような場合は必ず庄屋にうかがい、指図を受けること。

・穢多の衣服は無紋の青染めを着用すること。形付や紋付など百姓に紛れるようなものを着用すると処罰
する。

・非人については穢多から指示させていたが、近年これが緩み、穢多の指示に従わないものがおり不届き
である。穢多が無理な事を申し付けた場合は庄屋に訴え出ること、また非人が穢多の申し付けに従わな
い場合は、穢多より庄屋に申し出ること。

・牛骨を持ち歩かないこと。

- ・穢多は穢多仲間て用を達し、賃金を支払っても非人を使用してはならない。
- ・非人は穢多の手下として支配することになっているのに、その支配を拒否するようなことがあつたら庄屋に訴え出ること。

・穢多は絶えず非人の小屋を見回ること。

青染めの着物

凶作続きの中での儉約令は、表面だけを見ればそれなりの意義があるが、実際には連年の凶作にもかかわらず、年貢収納を強行するための措置にはかならない。そして儉約令は、農民が消費を抑制することから生みだされる余剰の吸収、すなわち収奪強化の実現となるが、それだけではないのである。

それは同時に日常生活の中での生活様式の格下げになっていく。それぞれの身分に対して生活様式を規制することによって、身分制を具体的に明らかにするものなのである。だから儉約令というものは、階層的な封建制の強化確立のために機能する。そして同時に、被差別部落に対して、より一層差別を強化する差別法令の発布が随伴するのである。

これまでも見てきたように、天明・寛政期（二七八—一八〇二）のような凶作続きは、大きく体制に揺さぶりをかけてくる。それだけに体制確立の必要性はなおさら深刻化しており、そこにはなりふり構わぬ人間無視のみが、封建体制維持の救世主として登場してくるのである。寛政四年（二七九二）の差別法令は、このことを象徴的に物語っており、その意味からして画期的な内容を持っている、ということが出来る。その最大のもは、穢多に対する青染めの着物の着用令に代表される。

かつて七世紀以降に実現した律令体制社会の、賤民の最下層に位置づけられた私奴婢しひひは、貴族が葬儀に際して着用するねずみ色の衣服の色をもって服装とさせられた。身なり姿(服装)の規制は、日常生活の中から常時にわたって身分差別を実現する最も効果のある方法であり、身分制度の定着に最もよく作用するものである。寛政四年(一七九二)に差別法令による、この極端な人間無視である青染めの着物を穢多身分に強制したことは、農民に対する儉約令の励行をいっそう有効にすることになる。

天明(一七八一—一八九)以降の連年の凶作と、ときに随伴して起こる飢饉は、農民の居村からの離脱—出奔—を増加させたことは想像に難くない。幕府では天明七年(二七八七)の飢饉に際し、無宿遊民化したものを被差別部落に送りこむ政策を出している。小倉藩では凶作で生活できなくなり(年貢が納められなくなり)出奔者が出ると、「日ごろから身持ちがよくなく、このたび出奔をしたので、これを捜したが、行方知らずであった」という届けで、村の人別帳から外しているが、その内には非人化していった者があったことが考えられる。寛政四年(一七九二)の差別法令で、青染めの着物の着用以外の各項目は、穢多による非人の統制強化が主な内容となっている。

ここには、出奔者の流浪↓非人化↓非人の増大↓非人勢力の強まり、という図式の成立が考えられる。穢多に非人統制の役目を持たせたことは、穢多身分成立の要因の一つをなすものであると思う。そして青染めの着物の着用という極端な差別は、片方においては非人を統制する役目を強調することによって、被差別民内部の分裂に拍車をかけ、また一方では非人勢力の強大化防止を目的とする政策の併用という巧妙さを見落とすわけにはいかない。